

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を  
 改正する省令（案）新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年  
 厚生労働省令第十四号）

改正案	現行
<p>(指定薬物)            第一条 (略)            一〇九 (略)            十 N—(一—アミノ—三—メチル—一—オキソブタン—            ニ—イル) —一—(四—フルオロベンジル) —一H—イ            ンダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類            十一〇 十四 (略)            十五 一—(一H—インドール—五—イル) プロパン—二            —アミン及びその塩類            十六〇 二十三 (略)            二十四 (四—エチルナフタレン—一—イル) (ニ—メチ            ル—一—ペンチル—一H—インドール—三—イル) メタ            ノン及びその塩類            二十五 一—(四—エチルフェニル) —二—(メチルアミ            ノ) プロパン—一—オン及びその塩類            二十六〇 二十八 (略)            二十九 二—(四—クロロ—二・五—ジメトキシフェニル            ) —N—(ニ—メトキシベンジル) エタンアミン及びそ            の塩類            三十〇 四十七 (略)</p>	<p>(指定薬物)            第一条 (略)            一〇九 (略)            (新設)            十一〇 十三 (略)            (新設)            十四〇 二十一 (略)            (新設)            二十五〇 二十四 (略)            (新設)            三十〇 四十二 (略)</p>

四十八 二―フェニル―二―(ピペリジン―二―イル) 酢酸エチルエステル及びその塩類

四十九 〓六十三 (略)

六十四 一―(ベンゾフラン―六―イル) プロパン―二―

アミン及びその塩類

六十五 〓九十三 (略)

九十四 五―ヨードインダン―二―アミン及びその塩類

九十五 〓九十九 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一 〓四 (略)

五 (略)

(略)	(略)
一―(四―メトキシフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
五―ヨードインダン―二―アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル) プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

(新設)

四十三 〓五十七 (略)

(新設)

五十八 〓八十六 (略)

(新設)

八十七 〓九十一 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一 〓四 (略)

五 (略)

(略)	(略)
一―(四―メトキシフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
(新設)	(新設)
一―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル) プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

六  
(略)

六  
(略)